

がん制圧札幌市民大会

テーマ女性とがん。
 日時 8月31日(火)午後1時30分
 ～3時30分。

会場 教育文化会館(12階)。

【詳細】保健管理課 ☎(622) 5151

医療費を助成します

市内に住民登録か外国人登録がある健康保険加入者が対象。事前に区役所で受給者証の交付申請をしてください。

△乳幼児医療費▽

対象 6歳未満の乳幼児(主として生計を維持する方に所得制限あり。ただし、平成13年3月31日以前に生まれた子供を除く)。

助成額 0～3歳は通院・入院医療費、4～5歳は入院医療費の保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)を除いた金額。

△重度心身障害者医療費▽

対象 ①1・2級と3級(内臓の機能障がいに限る)の身体障害者手帳をお持ちの方。②知的障がいがあり、A判定の療育手帳をお持ちか、重度と判定(診断)された方。①②とも、主として生計を維持する方に所得制限あり。

助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)を除いた金額。

△母子家庭等医療費▽

対象 母子家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子供と母子家庭の母親。主として生計を維持する方に所得制限あり。

助成額 保険診療の自己負担額から初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔道整復270円)を除いた金額。ただし、

母親は入院医療費のみの助成。

△老人医療費▽

対象 ①昭和14年7月31日以前に生まれた65～69歳で次の①～③に該当する方。本人、配偶者、子供に所得制限あり。子供と別居の場合は6カ月以上経過後。同居でも対象となる特例あり。①単身世帯。②老人夫婦のみの世帯(配偶者も60歳以上)。③お年寄り児童の世帯。④68歳で市民税非課税世帯の方。⑤69歳で本人の所得が一定額以下の方。

助成額 保険診療の自己負担額から一部負担金(医療費の1割または2割。負担上限あり)を除いた金額。

■10月から制度が変わります

○乳幼児の対象年齢を入院・入院外ともに小学校就学前までに拡大。
 ○母子家庭に父子家庭を加えて、ひとり親家庭等医療費助成制度に。

○市民税課税世帯(重度障がい・ひとり親・乳幼児)の方で、4歳以上の入院外および就学後の入院の場合は、原則

総医療費の1割が自己負担に。

○新しい受給者証は、9月末日までに送付。ただし、父子家庭の方は区役所での受給者証の申請手続きが必要。

【詳細】区役所(12階)の保健福祉サービス課

生活にお困りの方へ

生活費や医療費などに困っている方に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けて援助する制度が生活保護です。

ご遠慮なく区役所の保護課にご相談ください。

【詳細】区役所(12階)の保護課

中央健康づくりセンター

女性のための健診

△①女性のフレッシュ健診▽

内容・日時 骨粗しょう症検診と健康診断(尿・血液検査など)の同時受診。8月24日～10月19日の火曜(8月31日を除く)午前8時45分～正午。

対象・費用 18歳～39歳の女性1日10人。2千円。

△②骨粗しょう症検診▽

日時 9月7日～10月19日の火曜(9月28日を除く)午後1時～2時。

対象 40歳以上の女性1日20人。費用千円。

※①②の申込①は8月18日(水)、②は25日(水)から電話。(先着)。ホームページ <http://www.w.sap.poro-hpc.com/webreth/>、別

枠分の申し込みを8月11日(水)から受け付けます。

【申込先・詳細】中央健康づくりセンター(中央区南3西11) ☎(562) 8700

人工肛門・人工ぼうこうの方のための相談会

日時・会場 8月21日(土) 北市民センター(北区北25西6)、22日(日) 東区民センター(東区北11東7)。いずれも午後1時30分～4時。

【詳細】身体障害者福祉協会 ☎(641) 8853

遺伝相談

専門医による面接相談です。日時 毎月第2火曜、第3水曜午後1時～4時。予約制。

会場 保健所(中央区大通西19)。

対象 遺伝に関する心配事などのある方。

申込 保健管理課へ随時電話。

【詳細】保健管理課 ☎(622) 5151

難病医療相談会

テーマ 多発性硬化症について。日時 9月12日(日) 午後1時30分～4時。

会場 北海道難病センター(中央区南4西10)。

対象 患者とその家族100人。

申込 8月11日(水)から北海道難病連札幌支部 ☎(512) 3233へ電話。(先着) 【詳細】地域保健課 ☎(211) 23

06



保険・年金

国民健康保険

△交通事故にあったとき▽

第三者の加害行為によって傷害を受け、国保で治療を受けた場合は、必ずお住まいの区の区役所保険年金課に届け出をしてください。

△所得申告書の提出を▽

国民健康保険料は前年の収入に基づいて算定します。所得税や住民税の申告をされた方は申告内容を基にしますが、申告をしていない方については所得申告書を提出していただきます。申告書が送られてきた方は、9月3日(金)までに必ず提出してください。なお、この申告書は保険料を減額する場合の資料にもなります。

△保険料の減免▽

病気や倒産、失業などにより今年の収入が前年に比べて大幅に減少する見込みで、保険料の納付が困難な方は、申請により減免される場合があります。ご相談ください。

△口座振替のご利用を▽

国民健康保険料の納付には、便利で安心・確実な口座振替(自動払い込み)を願っています。納付通知書、預(貯)金通帳、通帳の印鑑を持参し、